

2 高 技 管 第 7 0 号
令 和 2 年 6 月 3 0 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置の運用について(通知)

新型コロナウイルス感染症に係る費用の積算方法等については、令和2年5月13日付け事務連絡「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」により通知しているところですが、今回、今後発注する全ての工事及び業務について、特記仕様書への記載等について運用を定めましたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 対象工事

全ての工事または測量・調査・設計等の業務

2. 適用

令和2年7月1日以降の積算に適用する。

3. 特記仕様書の記載例

<工事>

第 条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

- 1 本工事において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、監督職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。

なお、実施にあたっては、施工計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により監督職員に報告すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、工期の延長が必要な場合には、監督職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。

- 2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

<業務>

第 条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

- 1 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。
なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期限の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。
- 2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

4. 発注者への協議について

工事および業務において受注者が感染拡大防止対策を実施する場合は、実施内容および実施期間を施工計画書または業務計画書に記載のうえ提出すること。

5. 技術管理課への協議について

工事および業務において受注者が感染拡大防止対策を実施する場合は、別紙確認票および概算金額が確認できる資料を技術管理課に提出し、協議をすること。

あわせて、設計変更時には別紙確認票および実施状況が確認できる写真および実績金額が確認できる資料（領収書の写し等）を技術管理課に提出すること。

(問い合わせ先)

技術管理課 設計基準担当

TEL : 088-823-9826

技術管理課 検査担当

TEL : 088-823-9825(内2823)